学部における自然災害時の休講について

現在、自然災害時には大学が休講を判断し、通知している。今回、大学の判断を必要としない休講等の基準について、新たに(1)及び(2)の取扱を追加する。

(1) 休講等の基準について

休講は大学が判断することを原則とするが、下記①又は②の条件に該当した場合は大学の判断なく休講とする。

- ①北九州市に特別警報(大雨、暴風、暴風雪、大雪に限る。)が発令されている場合
- ②小倉北区の板櫃川浸水想定区域に警戒レベル4避難指示が発令されている場合(いずれも泉台小学校校区を含む場合に限る。)。
 - a ①又は②の場合は講義を休講とする。警報等解除後の対応は次のとおりとする。

特別警報等解除の時刻	休講等の取扱
午前6時以前に解除となった場合	1時限から講義実施
午前10時以前に解除となった場合	3時限から講義実施(午前休講)
午前10時の時点で解除されない場合	終日休講

b a の規定に関わらず、午前8時30分以降の特別警報等発令による休講については、 大学が判断する。

(例)

- ①午前8時に特別警報(大雨)が発令された場合
 - …休講(午前9時30分に特別警報が解除された場合は3時限から講義実施。)
- ②午前9時に大雨に伴う避難指示が発令された場合
 - …大学が休講を判断

(2) 公欠とする場合について

休講等の措置を講じない場合でも、学生が自然災害時に自らの安全を第一に考えて行動できるようにするため、自然災害や気象条件による通学経路上の公共交通機関の運転休止、その他やむを得ない事情により遅刻・欠席した学生に対しては、教務部会の判断により、公欠とする場合がある。但し、その事情を証明する書類の提出を原則とする。

その他やむを得ない事情

…社会通念上、登校が困難と認められる場合を想定(居住地における避難指示、自 宅の浸水、通学経路上の道路の通行止め、けがをした家族の介護等)。

その事情を証明する書類の提出を原則とすることについて

…事情を証明する書類として、JR等が発行する遅延証明書、学生が居住する自治体が 発行する罹災証明書等の提出を原則とする。但し、災害発生に伴うJRの運休、罹災 が周知の事実である場合はその事実を欠席届に明記すればよいが、場合によっては大 学が学生に事情を証明する書類の提出を求めることができる。